

1 はじめに

ここは、長野県のどこかにある「こども福祉ミーティングルーム^(注)」。

長野県のこどもたちが幸せに暮らせるよう、どんなことをすればよいか、いろいろな人たちと話し合いをしながら決めていく場所です。

長野県では、県内で暮らすこどもを社会全体で育て、こどもにとって最も良いことが行われる(こどもの最善の利益の実現)ために取り組んでいくことを決めた計画(「長野県社会的養育推進計画」)を作り直すことにしました。

令和2年に10年間(令和2～11年度)のこの計画を作り、たくさんの人たちと一緒にいろいろな取り組みをしてきましたが、今の計画による取り組みでは十分でないものがあることもわかり、こどものための法律(児童福祉法)も大きく変わってきました。

これからしばらくの間、このミーティングルームで、今後の5年間(令和7～11年度)に向けて、計画をどのように見直し、取り組んでいくのかを話し合い、決めていくことになりました。

しかし、話し合うことがとても多くなり、時間もかかりそうで、この本(計画)もきつと厚い本(計画)になります。

もし、あなたがこの本(計画)を読んでくれれば、もちろんうれしいですが、興味があるところ、面白そうだと思ったところからでも読んでもらえるとうれしいです。

(もちろん、全部読んでもらえれば、もっとうれしいです。)

(注)

「こども福祉ミーティングルーム」とそこに登場する人は、想像上(架空)の場所(空間)と人(人物)ですが、この本(計画)に書かれたことは、実際に長野県で話し合いなどをして取り組んでいくと決めたことです。

1 実際の計画の検討体制について

この本(計画)を作る(策定する)に当たっては、長野県が設置している「長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」という組織で話し合っ(審議して)きました。

普段は、大学の先生(学識経験者)をはじめとして、施設や里親の代表の人、弁護士などによって構成された組織ですが、この本(計画)を作る(策定する)に当たっては、市町村の代表の人と施設や里親の家での生活を経験した若い人(成人)にも特別に構成員として参加していただき、話し合っ(審議して)きました。

1-2 この計画の位置づけ

この計画は、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～」の施策の総合的展開のうち、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」の個別計画として、本県における社会的養育の推進に向けた取組等をまとめたものです。

2 この本(計画)の読み方

3 計画を作り直すことについて

これから、長野県の社会全体で、一人でも多くの子どもが幸せに育っていくために、どのようなことをしていけばよいか、いっしょに話し合いながら考えていきたいと思います

A どうなことを話し合うのですか？

まずは、なぜこの話し合いを始めることになったのかについて、話をしていきたいと思います

A 途中でも、質問があれば、質問してください

わかりました。

長野県では、令和2年に、県内で暮らす子どもを社会全体で育て、子どもにとって最も良いこと行われる(子どもの最善の利益の実現)ために取り組んでいくことを決めた計画(「長野県社会的養育推進計画」)を作りました

B 皆さんは、「長野県社会的養育推進計画」を知っていますか？

B 知りません

O 聞いたことはあるけど、どんな内容かはよくわかりません

3-1 現在の計画が作られたいきさつ

長野県では、令和2年6月に「長野県社会的養育推進計画」を作りました(策定しました)。

この計画は、何らかの理由で施設や里親の家で生活しなければならない子ども(社会的養育が必要な子ども)が、できるだけ家庭的な環境で、安定した人間関係のもとで育てられることを目指して、平成27年3月に作った(策定した)計画(「長野県家庭的養育推進計画」)を全面的に見直し、新しく作った計画です。

令和2年に計画を見直した(新しい計画を作った)理由は大きく3つ挙げられます。

一つ目は、平成28年に児童福祉法が大きく改正されたことです。

平成28年の児童福祉法の改正により、

- 子どもには、子どもの福祉を確保される権利がある(子どもが権利の主体である)
- 子どもはできるだけ家庭で育てられるようにする、それができない場合もできるだけ家族と同じ環境で生活できるようにする(家庭養育優先原則)

などが定められるとともに、国、都道府県、市町村の役割や責務、虐待発生予防・虐待が発生したとき対応の強化を中心とした市町村・児童相談所の体制強化などが定められました。

二つ目の理由は、国(厚生労働省)が設置した検討会(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」)が、平成28年に改定された児童福祉法の理念を具体化するため、平成29年に「新しい社会的養育ビジョン」をとりまとめたことです。そこでは、

- 市区町村の子ども家庭支援体制の構築
 - 児童相談所の機能強化と一時保護改革
 - 里親への包括的支援体制(ファスティング機能)の抜本的強化と里親制度改革
 - 未婚的解決(パーマナント・ケア)としての特別養子縁組の推進
 - 乳幼児の家庭養育環境の徹底と、母性を明確にした取組目標
 - 子ども一人ひとりに応じた養育の提供と施設入所者の抜本的改革
 - 自立支援(リビング・ケア、アフターケア)
- などの実施の在り方や工程などが示されました。

三つ目の理由は、これまで説明した平成28年の児童福祉法改正や「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえて、国(国連)の厚生労働省が平成30年に通知を話し、これまでの計画を全面的に見直すよう求めたことです。

これらは外的な理由ではありますが、こうした動きを踏まえ、長野県でも新しい計画が必要であると考え、県内の関係者らから、長野県において社会的養育をどのように推進していくのかを考えたうえで、10年間(令和2～11年度)に取り組んでいくことを決めた計画を作り(策定)しました。

左のページ(奇数ページ)には、次のページで紹介する人たちが「子ども福祉ミーティンググループ」で話し合いながら、長野県で取り組んでいくことが書かれています。3ページにもあるとおり、話し合いは想像上(架空)のものですが、取り組んでいくことは、実際に長野県で取り組んでいくことです。

右のページ(偶数ページ)には、左のページ(奇数ページ)の内容について、より詳しく知りたい人や子ども福祉について専門的に知っている人などに向けた解説などを掲載しています。

この本(計画)に出てくる人たち

長	長野県	この本(計画)をいろいろな人と話し合いながら作る人「子ども福祉ミーティンググループ」を運営する人
A	子どものAさん	長野県で生活する子どもの一人 家族と一緒に生活している (個人情報を守るため、本名は伏せています)
B	子どものBさん	長野県で生活する子どもの一人 施設で生活している (個人情報を守るため、本名は伏せています)
C	子どものCさん	長野県で生活する子どもの一人 里親の家で生活している (個人情報を守るため、本名は伏せています)
O	ケアリーバーOさん	小さいころから施設で生活したことがある若い大人 (個人情報を守るため、本名は伏せています)
P	ケアリーバーPさん	大きくなってから施設で生活したことがある若い大人 (個人情報を守るため、本名は伏せています)
Q	ケアリーバーQさん	里親の家で生活したことがある若い大人 (個人情報を守るため、本名は伏せています)
施	施設さん	長野県内の施設で、いろいろな理由で家庭で暮らせない子どもを育てている人の一人
里	里親さん	長野県内で里親として、いろいろな理由で家庭で暮らせない子どもを育てている人の一人
学	学者さん	子どもの福祉について研究している学者さん
弁	弁護士さん	子どもの権利を守るための活動をしている弁護士さん
市	市役所さん	県内の市役所で子どもや家庭をサポートする仕事をしている人の一人
町	町村さん	県内の村役場で子どもや家庭をサポートする仕事をしている人の一人 町や村は市に比べて人口も少なく、職員の数も少なめ